

2 カテゴリ分類の実務

2.1 影響の大小の定義、計測方法

- (1) 以下の案件については、環境社会面での影響が大きいと判断し、カテゴリ A 案件に区分する。
 - (i) JICA 環境社会配慮ガイドラインに記載される「影響を受けやすい地域」を改変するプロジェクト（ただし、周囲の同様な環境と比較した際に、改変面積の割合が大きいと判断できない場合は、事前調査時のカテゴリ分類見直し作業を重点的に行う。）
 - (ii) JICA 環境社会配慮ガイドラインに記載される「影響が不可逆的である」と想定されるプロジェクト
 - (iii) 援助対象国の EIA 対象案件となるプロジェクト
- (2) JICA 環境社会配慮ガイドラインに記載される「影響を及ぼしやすい特性」について、要請確認段階における影響の大小の計測は相手国政府からの以下の情報の収集により実施する。
 - (i) JICA 環境社会配慮ガイドラインに記載される「影響を受けやすい地域」の改変面積
 - (ii) 要請案件の実施に伴う森林消失面積及び土地造成面積
 - (iii) 要請案件の実施に伴う地下水揚水量
 - (iv) 要請案件の実施に伴う非自発的移転住民の数
 - (v) 上記活動が行われる期間
- (3) 要請案件が M/P 調査であり、内包されるプロジェクトが特定できない段階では、最も影響の可能性の大きいプロジェクトを想定して全体のカテゴリ区分を実施する。

(a) カテゴリの見直しについて

- (i) b)の収集情報から案件の影響の大小を検討する際に、全ての案件にあてはまる数値基準はないことから、事前調査時に実施する現地調査により、カテゴリ分類の見直しを行う。
- (ii) M/P 調査開始時点ではカテゴリ B と分類された案件で、カテゴリ A レベルの新たな環境社会配慮事項が明らかになった場合は、カテゴリの変更を行う。M/P 実施中にカテゴリを B から A に変更する場合、コスト、M/M、期間の増加が必要となるが、その場合 JICA は予算変更等の必要な手続きを行う。

(b) カテゴリ分類の数値基準について

全てのケースにあてはまる数値基準はない状態である。例えば、WB の Environmental Screening によれば（下記参照）、50ha の湿地を改変する場合、50ha という数字のみで影響の大小を判断することはできず、周囲にある湿地面積との比較検討によって、影響の程度を検討することが必要である、と述べられている。

...For example, the resettlement of 5,000 families is a large impact, in absolute terms. Conversion of 50 hectares of wetland, however, differs markedly in significance depending on its size relative to the total area of wetlands in the country or region. ...

(c) 他ドナーの影響の大小の定義

(i) JBIC が現在融資を検討中の案件のうち、カテゴリ分類を終了し、カテゴリ B 案件とされたプロジェクトは表 II.2.1 に示すとおりである。カテゴリ B とされた主な理由は以下に大別される。

- ① 環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当しないため。
- ② 「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」に掲げる影響を及ぼしやすいセクターに該当するが、以下の事項を考慮したため。
 - ・ 影響を及ぼしやすい特性に該当しない。
 - ・ 影響を及ぼしやすい地域に該当しない。
 - ・ 既存施設の改修に係るプロジェクトである。
 - ・ 環境改善を目的とするプロジェクトである。
 - ・ プロジェクトの規模が小規模である。

(ii) 「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」では、「影響を受けやすい特性」や「影響を受けやすい地域」に該当しない以下のプロジェクトは、カテゴリ C に分類される。

- ・ JBIC が支援する金額が 10 百万 SDR 相当以下のプロジェクト (SDR：特別引出権。JBIC ホームページによると、平成 15 年 10 月 1 日現在、1SDR=162.36 円)
- ・ 通常特段の影響が予見されないセクター及びプロジェクト (例：人材開発、国際収支支援、既存設備のメンテナンス、追加設備投資を伴わない権益取得)
- ・ 特定プロジェクトと関連のない機器等の単体輸出入やリース等、プロジェクトに対する借入人もしくは JBIC の関与が小さく、JBIC が環境レビューを行う意義に乏しいと合理的に考えられる場合

(iii) 世銀ガイドラインでは、カテゴリ A 案件と同様のセクターでも小規模なプロジェクト、リハビリやメンテナンス、修復を目的としたプロジェクト、環境が現状非悪化とされる民営化プロジェクトなどはカテゴリ B に分類される。以下に、世銀ガイドラインでのカテゴリ B 対象セクターを示す。

- | | |
|---------------------|------------------------|
| ・ 農業 (小規模) | ・ 送配電 |
| ・ エネルギー効率化、省エネルギー化 | ・ 灌漑、農業排水 (小規模) |
| ・ 保護地域の保全、生物多様性保全 | ・ 地方道路リハビリおよびメンテナンス |
| ・ 工業施設リハビリ、修復 (小規模) | ・ 再生可能エネルギー (水力ダム以外) |
| ・ 地方電化 | ・ 地方給水、下水 |
| ・ 観光 | ・ 流域プロジェクト (管理およびリハビリ) |

(iv) ADB ガイドラインでは、カテゴリ A と比較して「影響範囲が限定されている」、「影響が不可逆的ではない」、「影響緩和策が検討可能である」プロジェクトはカテゴリ B に分類される。以下の ADB ガイドラインでのカテゴリ B 対象プロジェクトを示す。都市上水、下水道以外のセクターは世銀ガイドラインのカテゴリ B に含まれる。

- | | |
|------------|-----------------|
| ・ 農業 (小規模) | ・ 地方電化 |
| ・ 送配電 | ・ 都市上水、下水道 |
| ・ 地方給水、下水 | ・ 灌漑、農業排水 (小規模) |
| ・ 流域プロジェクト | ・ 再生可能エネルギー |

表Ⅱ.2.1 JBICによる現在融資検討中プロジェクトのうち、カテゴリBとして分類された案件例

プロジェクト名	国名	HP掲載年	内容	カテゴリBとされた理由
シハヌークヴィル港緊急リハビリ事業(第2期)	カンボジア	2003	コンテナ埠頭拡張 大型荷役機器導入	本事業は、環境ガイドラインに掲げる港湾セクターのうち大規模なものに該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断され、かつ、環境ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しないため。
送变电プロジェクト	インドネシア	2004	ジャカルタ市近郊の変電所拡張、新設並びに地下送電線建設	本事業は、環境ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断されるため。
タクモ水力発電所建設事業	ベトナム	2003	ベトナム南部ビンブオック州に位置するタクモ町を流下しているパー川で運転中の既設タクモ水力発電所(150MW)に発電設備(75MW)を増設するもの。	本事業は、環境ガイドラインに掲げる水力発電に該当するが、既存の水力発電所を増設するものであり、既存のダム湛水面積やダム高に変更がないため、環境への望ましくない影響は重大でないと判断され、かつ、環境ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい地域に該当しないため。
江西省植林事業	中国	2003	生態系保全、土壌流出軽減等、森林の多面的機能を発揮させることを目的として植林等を行うもの。	本事業は、環境ガイドラインに掲げる植林セクターに該当するが、環境改善を目的として行われる植林事業であり、また、地域特性及び事業特性に鑑みて環境への望ましくない影響は重大でないと判断され、かつ、環境ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい地域に該当しないため。
湖北省植林事業				
陝西省地方上水事業	中国	2003	陝西省の水不足を解消するために、同省の水不足の深刻な中小都市の上水供給能力を向上させるもの。	本事業は、環境ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当しないため。
フフホト市水環境整備事業	中国	2003	水質汚染改善等を目的として、内蒙古自治区・フフホト市において、下水処理施設の整備、河川改修を行うもの。	本事業は、環境ガイドラインに掲げる下水・廃水処理セクターに該当するが、環境改善を目的として行われる事業であり、環境への望ましくない影響は重大でないと判断され、かつ、環境ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい地域に該当しないため。
内陸部・人材育成事業(地域活性化・交流、市場ルール強化、環境保全)	中国	2003	内陸部の人材を育成するとともに、日中の地域活性化・交流、市場ルール強化、環境保全を促進するため、教育施設整備、研修生の派遣等を行なうもの。	本事業は、環境ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当しないため。
スマラン火力発電所リハビリ・ガス化事業	インドネシア	2004	スマラン火力発電所3号機の改修・ガス化を行うもの	本事業は、環境ガイドラインに掲げる火力発電セクターのうち大規模なものに該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断され、かつ、環境ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しないため。

表Ⅱ.2.1 JBICによる現在融資検討中プロジェクトのうち、カテゴリBとして分類された案件例

プロジェクト名	国名	HP掲載年	内容	カテゴリBとされた理由
ジャカルタ漁港リハビリ事業	インドネシア	2004	ジャカルタ漁港の岸壁嵩上げ工事等を行うもの。	本事業は、環境ガイドラインに掲げる港湾セクターのうち、大規模なものに該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断され、かつ、環境ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しないため。
肥料プラント第2期プロジェクト	イラン	2004	肥料プラント輸出	本事業は、環境ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断されるため。
公衆衛生基礎施設整備事業	中国	2004	省レベルと地級市(省の一段階下の行政単位)レベルの公衆衛生に係る基礎的施設・機器の整備等により感染症対策強化を図るもの。	本事業は、環境ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすいセクター、特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断されるため。
サイバージャヤ(インテリジェントシティ)整備プロジェクト	マレーシア	2004	マレーシア政府の推進するマルチメディア・スーパー・コリドー計画の中核を占めるIT企業誘致のためのインテリジェントシティの整備。	本事業は、大規模なものに該当せず、環境への望ましくない影響は、重大でないと判断され、かつ、環境ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しないため。
油田開発	オーストラリア	2004	海上油田開発	本件は、環境ガイドラインに掲げる環境への望ましくない影響が重大ではないこと、かつ環境ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しないため。
綿紡績・染色一貫プラントプロジェクト	ウズベキスタン	2004	綿紡績から染色等までの一貫工場の新設	本事業は、環境ガイドラインに掲げる環境に影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断されるため。

出典:JBIC ホームページ(2004.5.4 現在)

2.2 不確実性の尺度

要請書確認段階において、カテゴリ分類に必要な情報が不十分な項目については、事前調査時に重点的に調査を行う。

カテゴリ分類において、不確実性が生じる主な要因は以下のとおりである。

- (a) 要請案件が、JICA 環境社会配慮ガイドラインに記載される「影響を受けやすい地域」付近に位置する場合。
 - ・ どの程度の距離であれば影響が大きいと判断できるかについて、全ての案件に対応できる数値基準を設定できないためである。
- (b) 要請案件が、JICA 環境社会配慮ガイドラインに記載される「影響を及ぼしやすい特性」を有するが、それが「大規模」なものであるか、判断が困難な場合。
 - ・ 「非自発住民移転」については、WB OP4.12 に示される、100 人～200 人以上の移転の際には住民移転行動計画の策定が必要、という規定が参考となるが、「地下水揚水」、「埋立、土地造成、開墾」、「大規模森林伐採（森林消失）」については、規模の数値は算出可能ではあるが、影響が大規模であるかどうかは一義的に判断できない。
- (c) 要請書段階での環境、社会面に係る情報収集が不十分な場合。
- (d) 先方政府のスクリーニング様式の情報が不正確である可能性が高い場合。
- (e) 要請書提出段階で、要請案件に含まれるプロジェクトの特性が定まっていない場合。

具体的なイメージ

コスタ・リカ共和国 テンピスケ川中流域農業総合開発調査 (JICA)
(案件区分：F/S 調査期間：2000.10～2002.12)

- (1) 案件概要：コスタ・リカ国グアナカステ県のテンピスケ川中流に属する地域約 35,000ha を対象に、上下流部の国立公園等への影響に配慮した、かんがい排水農業の確立、地域洪水防御対策および中小規模農家の持続可能な農業開発の達成を図ることを目的として、既存の農業総合開発計画の再評価を踏まえて新規開発計画を策定し、フィービリティ調査を実施した。
- (2) 「不確実性の尺度」に係る内容：

要請段階で本案件を仮にカテゴリ分類しようとした場合、要請内容は以下の不確実性を有している状態であった。

- ・ プロジェクトサイトの上下流部に国立公園が位置しており、新ガイドラインに記載される「影響を受けやすい地域」付近に位置する案件である。
- ・ プロジェクトの目的は既存の農業総合開発計画の再評価を踏まえた新規開発計画の策定であり、要請案件に含まれるプロジェクトの特性が定まっていなかった。

(3) 対応策：事前調査に2名の環境団員を配置し、環境面、社会面に係る情報を収集・整理した。

- ・ 団員構成：①総括/かんがい、②農業、③環境、④調査企画、⑤地域経済/農村/社会、⑥環境評価

(4) 成果：調査の結果、以下に示す環境面、社会面に関する情報が収集・整理された。収集・整理された情報を踏まえると新ガイドラインを適用した場合、本案件はカテゴリ A に分類されたと考えられる。

- ・ コスタ・リカ国の EIA 制度によると、事業者は事業を実施する際にはその規模に係らず、事業計画書を EIA 監督部署である環境エネルギー省国家環境技術局に提出する必要がある。提出された書類に基づき、同局が EIA 実施が必要と判断した事業について、EIA が実施される。本プロジェクト対象地域では、既に実施されているかんがい事業について EIA が実施されているが、環境社会配慮施策の実現が十分ではなく、流域環境の適正管理を実現するための総合的な視点が強く望まれていた。従って、本プロジェクトで提案される事業は、コスタ・リカ国の制度に則った EIA の実施対象となることが予想された。
- ・ プロジェクト対象地域の下流には、パロ・ベルデ国立公園などの保護区（ラムサール登録湿地）が位置している。収集した情報、及び同地域の環境管理に携わっている熱帯生物研究機構と協議を踏まえると、本プロジェクトは同保護区の管理に関連していると考えられた。熱帯生物研究機構より、上記の保護区管理に貢献する環境モニタリング体制の構築を提案することが強く望まれたことから、本格調査で環境モニタリング体制に係る提言を行うことを提案した。

2.3 参照基準の項目

- (1) カテゴリ分類の際の参照基準の項目は、要請案件の「セクター」、「立地条件」及び「プロジェクト特性」である。これらの項目に係る基本情報は、要請確認段階で使用する JICA 環境社会配慮ガイドラインのスクリーニング様式で収集する。
- (2) 以下の情報について、スクリーニング様式によりカテゴリ分類のための基本情報が十分に得られない場合には、要請確認段階のカテゴリ分類時点もしくは事前調査段階で検討を行う。
 - (i) 人口密集地域に対する公害の影響の可能性
→これまで用いられていた JICA 開発調査環境配慮ガイドライン(以下「旧ガイドライン」とする)の項目別解説書を活用し、事前調査段階でカテゴリ分類の見直しを行う(表 II.2.3(1)参照)。
 - (ii) 保護すべき生態系としての特徴を有していないが、利用価値のある自然資源を有する土地及び水域に対する影響の可能性
→これまで用いられていた旧ガイドラインの項目別解説書を活用し、事前調査段階でカテゴリ分類の見直しを行う(表 II.2.3(2)参照)。
 - (iii) 社会環境項目 →「II.2.4 社会環境の組入れ」参照。
 - (iv) 地球環境問題に係る項目 →「II.2.5 地球環境の取扱い」参照。

カテゴリ分類の際の参照基準項目である「セクター」、「立地条件」及び「プロジェクト特性」について、他ドナー(JBIC、世銀、ADB)との比較を表 II.2.2(1)~(3)に示す。カテゴリ分類時に参考となる他ドナーの判断基準を以下に示す。

- ・ 世銀では“影響を受けやすいセクター”として、「流域開発セクター」のプロジェクトをカテゴリ A 分類の判断基準している(表 II.2.2(1)参照)。
- ・ 世銀や ADB は、“影響を受けやすい地域”として、「住民移転や公害の影響を受けやすい人口の集中した地域」、「開発活動が著しい地域及び資源の分配で争いが生じている地域」、「上水源として利用されている水域及び地下水の帯水層」に影響を与えるプロジェクトをカテゴリ A 分類の判断基準としている(表 II.2.2(2)参照)。
- ・ 世銀や ADB は、“影響を受けやすいプロジェクトの特性”として、「国際河川及びその他の越境的な影響」、「有害廃棄物の処理」、「健康及び安全へのリスク」、「大規模な経済活動への影響」、「効果的な影響緩和策、補償の欠如」を有するプロジェクトをカテゴリ A 分類の判断基準としている(表 II.2.2(3)参照)。

表Ⅱ.2.2(1) カテゴリA分類に係る判断基準(対象プロジェクトのセクター)

JICA 環境社会配慮 ガイドライン	JBIC 環境社会配慮 ガイドライン	世銀 Environmental Screening	ADB Environmental Assessment Guidelines
影響を及ぼしやすいセクター		カテゴリAとして扱われるセクター	
(1) 鉱業開発	・鉱山 ・石油・天然ガス開発 ・パイプライン	・鉱業開発(石油・ガス含む)	・鉱業開発(石油・ガス含む)
(2) 工業開発	・鉄鋼業(大型炉を含むもの) ・非鉄金属精錬 ・石油化学(原料製造。コンビナートを含む) ・石油精製 ・石油・ガス・化学物質ターミナル ・紙、パルプ ・有害・有毒物質製造・輸送(*2)	・大規模な工業プラント、工業団地(リハビリ、改修含む) ・農薬、有害物質の製造、輸送	・大規模な工業プラント
(3) 火力発電(地熱含む)	・火力発電	・火力発電	・火力発電
(4) 水力発電、ダム、貯水池	・水力発電、ダム、貯水池	・ダム及び貯水池 ・水力発電	・ダム及び貯水池 ・水力発電
(5) 河川・砂防	-	・治水	・治水
(6) 送変電・配電	・送変電、配電(*3)	-	-
(7) 道路、鉄道、橋梁	・道路、鉄道、橋梁	・高速道路及び道路の新設及び改良	-
(8) 空港	・空港	・空港	・空港
(9) 港湾	・港湾	・港湾	・港湾
(10) 上水道、下水・廃水処理	・下水・廃水処理	・大規模な上水供給、廃水収集・処理	-
(11) 廃棄物処理・処分	・廃棄物処理・処分	・有害廃棄物管理・処理	-
(12) 農業(*1)	・農業(*1)	・大規模な灌漑・排水施設 ・土地の開墾 ・農薬の使用	・大規模な灌漑・排水施設
(13) 林業	・林業、植林	・林業	・大規模な林業
(14) 水産業	-	・水産養殖及び海洋養殖	-
(15) 観光	・観光(ホテル建設等)	-	-
-	-	・流域開発	-
(備考) 上記のセクターのうち大規模なものをカテゴリAとする。	(備考) 上記のセクターのうち大規模なものをカテゴリAとする。	-	-

*1 大規模な開墾、灌漑を伴うもの

*2 国際条約等に規定されているもの

*3 大規模非自発的住民移転、大規模森林伐採、海底送電線を伴うもの

出典： JICA 環境社会配慮ガイドライン (2004.4) JICA
環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン (2002.4) JBIC
Environmental Assessment Sourcebook Update “Environmental Screening” (1993.4) WB
Environmental Assessment Guidelines (2003) ADB

表Ⅱ.2.2(2) カテゴリA分類に係る判断基準（影響を受けやすい地域）

JICA 環境社会配慮 ガイドライン	JBIC 環境社会配慮 ガイドライン	世銀 Environmental Screening	ADB Environmental Assessment Guidelines
影響を受けやすい地域		カテゴリAとして扱われる対象地域	
国立公園、国指定の保護対象地域（国指定の海岸地域、湿地、少数民族・先住民のための地域、文化遺産等）	国立公園、国指定の保護対象地域（国指定の海岸地域、湿地、少数民族・先住民のための地域、文化遺産等）	・保護対象地域	・保護対象地域
<p><自然環境></p> <ul style="list-style-type: none"> ・原生林、熱帯の自然林 ・生態学的に重要な生息地（珊瑚礁、マングローブ湿地、干潟等） ・国内法、国際条約等において保護が必要とされる貴重種の生息地 ・大規模な塩類集積あるいは土壌浸食の発生する恐れのある地域 ・砂漠化傾向の著しい地域 	<p><自然環境></p> <ul style="list-style-type: none"> ・原生林、熱帯の自然林 ・生態学的に重要な生息地（珊瑚礁、マングローブ湿地、干潟等） ・国内法、国際条約等において保護が必要とされる貴重種の生息地 ・大規模な塩類集積あるいは土壌浸食の発生する恐れのある地域 ・砂漠化傾向の著しい地域 	<ul style="list-style-type: none"> ・熱帯林 ・生態学的に重要な生息地（珊瑚礁、湿地、wild land） ・貴重種の生息地 ・大規模な塩類集積あるいは土壌浸食の発生する恐れのある地域 ・砂漠化傾向の著しい地域 	<ul style="list-style-type: none"> ・生態学的に重要な生息地（珊瑚礁、湿地、wild land） ・利用価値のある資源（漁業資源、鉱物資源、土壌など）を有する土地及び水域
<p><社会環境></p> <ul style="list-style-type: none"> ・考古学的、歴史的、文化的に固有の価値を有する地域 ・少数民族あるいは先住民、伝統的な生活様式を持つ遊牧民の人々の生活区域、もしくは特別な社会的価値のある地域 	<p><社会環境></p> <ul style="list-style-type: none"> ・考古学的、歴史的、文化的に固有の価値を有する地域 ・少数民族あるいは先住民、伝統的な生活様式を持つ遊牧民の人々の生活区域、もしくは特別な社会的価値のある地域 	<p><社会環境></p> <ul style="list-style-type: none"> ・考古学的、歴史的、文化的に固有の価値を有する地域 ・少数民族、先住民 ・住民移転や公害の影響を受けやすい人口の集中した地域 ・開発活動が著しい地域及び資源の分配で争いが生じている地域 ・上水源として利用されている水域及び地下水の帯水層 	<p><社会環境></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民移転や公害の影響を受けやすい人口の集中した地域 ・開発活動が著しい地域及び資源の分配で争いが生じている地域 ・上水源として利用されている水域及び地下水の帯水層

注)人口集中地域や貴重資源分布などについては JICA、JBIC のガイドラインでは明記されていないが、他項目との関連性において、あるいは案件毎の個別評価結果などに応じたカテゴリ分類の判断要素として考慮される。

出典： JICA 環境社会配慮ガイドライン（2004.4） JICA
環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン（2002.4） JBIC
Environmental Assessment Sourcebook Update “Environmental Screening”（1993.4） WB
Environmental Assessment Guidelines（2003） ADB

表Ⅱ.2.2(3) カテゴリA分類に係る判断基準（プロジェクトの特性）

JICA 環境社会配慮 ガイドライン	JBIC 環境社会配慮 ガイドライン	世銀 Environmental Screening	ADB Environmental Assessment Guidelines
影響を及ぼしやすい特性		カテゴリAとして扱われる特性	
・大規模非自発的住民移転	・大規模非自発的住民移転	・住民移転	・大規模な住民移転 ・大規模な経済活動への影響
・大規模地下揚水	・大規模地下揚水	-	・利用価値のある資源の恒久的な改変 ・生物多様性の減少
・大規模な埋め立て、土地造成、開墾	・大規模な埋め立て、土地造成、開墾	・土地造成 ・土地の開墾 ・湿地の改変	
・大規模な森林伐採	・大規模な森林伐採	・熱帯雨林の伐採	
-	-	・国際河川及びその他の越境的な影響	
-	-	・有害廃棄物の処理	・健康及び安全へのリスク（有害廃棄物の貯蔵、輸送、大気・水質基準を超過する汚染）
-	-	-	・効果的な影響緩和策、補償の欠如

注)有害廃棄物やリスクなどについては JICA、JBIC のガイドラインでは明記されていないが、案件毎の個別評価によって影響が明らかとなった場合にはカテゴリ分類の判断要素として考慮される。

出典： JICA 環境社会配慮ガイドライン（2004.4） JICA
 環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン（2002.4） JBIC
 Environmental Assessment Sourcebook Update “Environmental Screening”（1993.4） WB
 Environmental Assessment Guidelines（2003） ADB